○農林水産省告示第千四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町草本字柚ノ木道一四八四の一、一四八四の二、一四八五の一、一五一三、一五一五、一五一六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県藤岡市上日野字御荷鉾山二の一四七（国有林）、二の一〇・二の一一・二の一六二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二の一八五、二の二七七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び藤岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道紋別郡雄武町字道有林三の一・五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道新冠郡新冠町字若園一〇（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道新冠郡新冠町字若園三の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町字赤石五二八の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町生田三一六の四八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道石狩市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道余市郡余市町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び余市町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　裏沢川

昭和四十二年建設省告示第三千九百三十一号で指定した第七号に掲げる土地の区域のうち、ハツカミ沢合流点から柳沢合流点までの区間の土地の区域

○国土交通省告示第九百七十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十二年六月十七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年九月二日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16552	トヨタ　CBA－QNC20	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地
16553	トヨタ　CBA－QNC21	〃	〃
16554	トヨタ　CBA－QNC25	〃	〃